

桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項

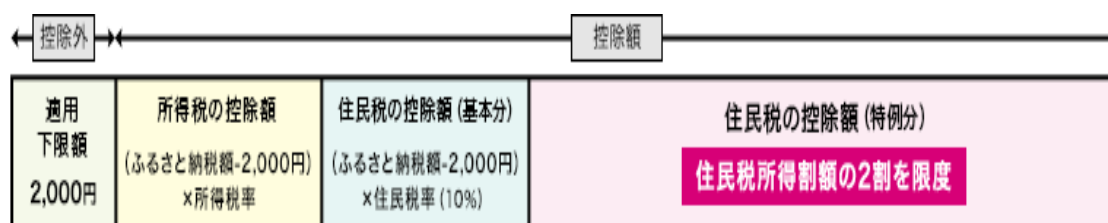
本市では、ふるさと納税事業の推進にあたり、市内で生産・製造・加工されたモノや市内のホテルや飲食店などで提供されるサービス、市内の地域資源などを活用した返礼品又はサービス等も含め、国が示す地場産品基準等に沿った返礼品をご提供いただける事業者を募集しています。

1 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります）。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。



※ふるさと納税制度についての詳細は、次のホームページをご覧ください。

- ふるさと納税ポータルサイト（総務省ふるさと納税ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

- ふるさと桐生応援寄附金（ふるさと納税）（桐生市ホームページ）

<https://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/machi/1018367/furusato/index.html>

2 募集及び募集概要

ふるさと納税制度により桐生市（以下、「本市」という。）へ寄附した市外在住の寄附者に対し、返礼品として商品やサービスを贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化を図るため、返礼品を取り扱う事業者（以下、「返礼品取扱事業者」という。）を募集しています。

なお、返礼品取扱事業者には、以下の特典があります。

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイト（“さとふる”、“ふるさとチョイス”など）に掲載されることにより、商品やお店などのPRができます。

- (3) 返礼品発送時に、送料に影響しない範囲で、他商品のチラシ等（返礼品の価格が記載されたものを除く）を同梱できるなど、ふるさと納税をきっかけとした新たな顧客が増える可能性があります。
- (4) 市（委託会社）が発送依頼や問い合わせ対応を行うため、寄附者と直接やりとりすることなどの手間が掛かりません。 など

3 応募方法と要件

応募にあたっては、「4 返礼品取扱事業者としての要件」を満たしており、「5 返礼品取扱事業者登録申請及び承認」を行う必要があります。

なお、市ホームページからダウンロードした以下の登録申請書類を作成し、市に提出してください。提出後、市の審査を経て決定します。

桐生市ホームページ：ふるさと納税返礼品取扱事業者募集のページ

URL： <https://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/machi/1018367/furusato/1017190.html>

4 返礼品取扱事業者としての要件

返礼品取扱事業者になる要件については、次の全てに適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、市が返礼品取扱事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売またはサービスの提供を行っていること。
- (2) 原則、市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場等（以下「本社等」という。）のいずれかがある法人、団体または個人事業者（以下「法人等」という。）であること。
- (3) 市税及び延滞金の滞納、市税の未申告等がないこと。ただし、本市に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市区町村民税等に滞納がないこと。
- (4) 行政機関から行政指導を受けていない、または改善をした法人等であること。
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。また、それらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 返礼品を提供するため、上記（5）に該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。
- (7) 電子メールの送受信やウェブサイトへのアクセスが可能な環境を有していること。

5 返礼品取扱事業者登録申請及び承認

- (1) 登録申請は随時受け付けます。
 - (2) 登録申請における提出書類
 - ① 桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録（変更）申請書（様式第1号）
 - ② 市区町村税等に滞納がないことを証明する書類（完納証明書等）
- ※桐生市に事業に係る市税等を納税している場合は、市税の納付状況照会について同意することにより完納証明書等提出の省略が可能。

③ 返礼品を販売等するために必要な営業許可書等の写し

(例：食品等事業者は食品営業許可証の写し，食品営業許可を要しない食品等事業者は適切な衛生管理等の実施等を証する書類の写しなど)

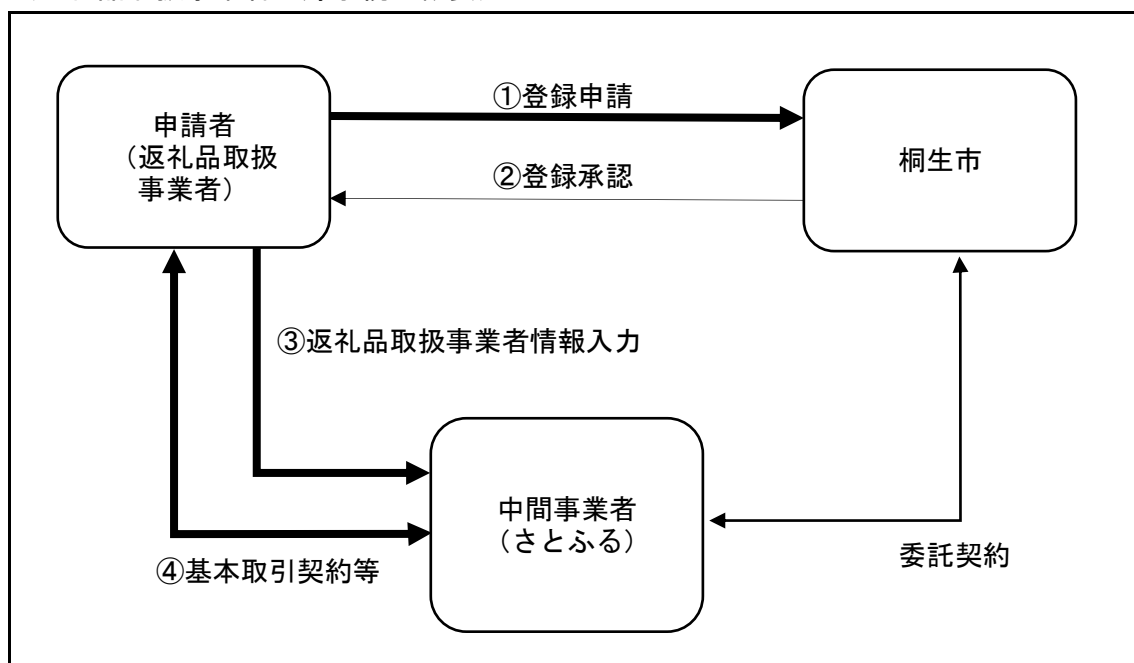
※営業許可書等を更新した場合は、その都度改めて写しを市へ提出していただきます。

(3) 登録の承認は、桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録(変更)申請書等の内容を総合的に判断して決定します。その結果については、桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録承認通知書(様式第2号)または桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録不承認通知書(様式第3号)により、登録申請者へ通知します。

(4) 登録が承認された事業者は、中間事業者(さとふる)の案内に従い、返礼品取扱事業者及び返礼品の登録に必要な手続等を行ってください。

(5) 返礼品取扱事業者の登録内容を変更する場合は、「桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録(変更)申請書(様式第1号)」に変更事項を記入し提出してください。

(返礼品取扱事業者登録手続き概要)



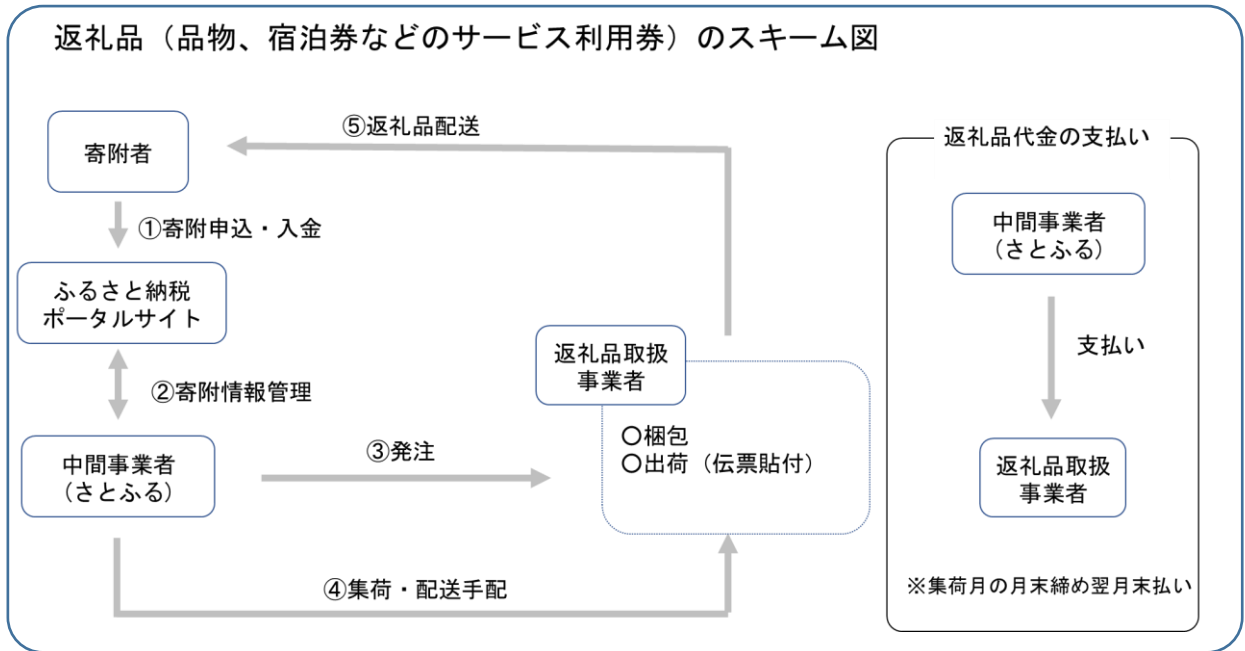
6 返礼品取扱事業者の役割

ふるさと納税を寄附していただいた寄附者(桐生市以外に住所がある方)へ、指定された返礼品を発送していただきます。

なお、発送は市が委託する中間事業者(さとふる)が配送業者を手配し、返礼品取扱事業者のもとへ集荷に伺います。返礼品取扱事業者は、指定された返礼品の用意をお願いします。

- ・返礼品取扱事業者から返礼品として提供いただく商品の代金(包装代、箱代等含む)及び送料については、市が負担します。
- ・返礼品や寄附者等の管理に関する業務は市が“中間事業者(さとふる)”へ業務委託をします。

返礼品（品物、宿泊券などのサービス利用券）のスキーム図



5 返礼品の要件

(1) 次の要件全てに適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品として適当でないとした場合は、この限りではありません。

- ① 市内で生産、製造、加工されている商品、または市内で提供される体験等のサービスを原則とし、本市の魅力を発信し、地域経済の活性化につながる要素をもつこと。
- ② 総務省が定める次の地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条）のいずれかに該当するものであること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

- ハ 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
- イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

※総務省が公開している地場産品基準に係るQ & Aについても参照するなど、提案する商品が基準を満たしていることをあらかじめ確認してください。

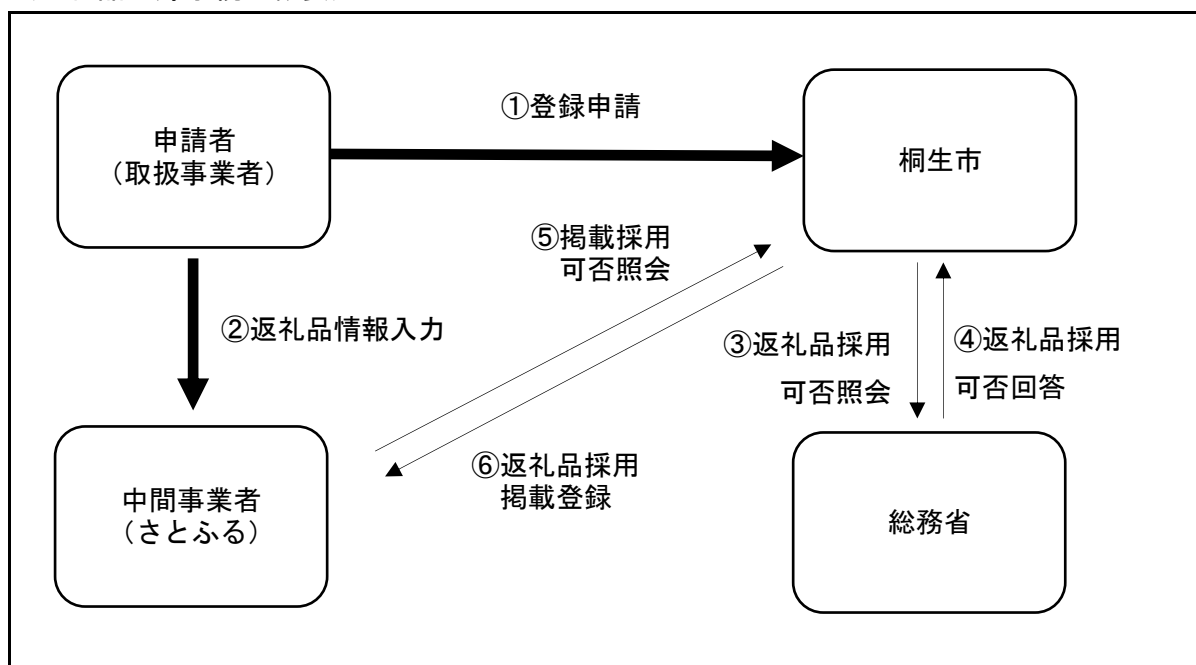
- ③ 品質及び数量について、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内に安定供給が見込めること。
- ④ 食料品又は飲料品の場合、寄附者へ到達後に適切な賞味・消費期限が保証されるものであること。
- ⑤ 宿泊、食事、体験、代行等のサービスを提供する場合は、利用券（原則、有効期限が発行日から1年間以上）を発行すること。
- ⑥ 商品に関する法令等を遵守していること。
※商品に関する法令等を十分確認し、確実に遵守した上で、提案してください。
- ⑦ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- ⑧ 公序良俗に反しないものであること。
- ⑨ 中間事業者（さとふる）において、取扱いができること。
- ⑩ 自ら生産したもの以外の物品又は、自ら行う役務の提供以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に本市のふるさと納税の返礼品等として提供することについて事前に同意を得ていること。
- ⑪ 返礼品が食料品、飲料品又は食事サービスの場合、食品衛生法等に基づく許認可等の確認を行うため、提出書類等に関して桐生保健福祉事務所等へ確認することがあります。返礼品の製造等について、桐生保健福祉事務所等から確認の連絡、施設への立入検査及び返礼品の収去検査※等が行われる可能性があります。返礼品提供事業者はこれらの調査及び検査等に応じ、真摯に対応、協力する義務を負います。
※収去検査とは、食品衛生法に基づき食品等の安全性を確認するため、食品衛生監視員が製造所や販売店舗等から検査に必要な最小量の食品等は無償で採取し検査することをいいます。

(2) (1)によらず、市長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

6 返礼品の登録申請

- (1) 返礼品の新規又は追加登録を申請する場合は、桐生市財政課財源対策室へ「ふるさと桐生応援寄附金 返礼品提案書」をご提出ください。
※提案する返礼品を提供するにあたって、返礼品取扱事業者登録申請時に提出した営業許可書等の写し以外にも、提供するにあたり必要な許可書等があれば提出してください。
- (2) 中間事業者（さとふる）の案内に従い、ポータルサイトへの返礼品登録手続きを行ってください。
- (3) 市において（1）、（2）の内容を審査し、総務省へ確認の上、返礼品の要件を満たす場合は、ポータルサイトへの掲載を許可いたします。

（返礼品登録手続き概要）



7 優先的に紹介する返礼品について

次の返礼品については、ポータルサイトの掲載や各種広報において、優先的に取り扱う場合がある。

- (1) 寄附募集事業に関係性があるもの
- (2) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- (3) 広報の効果を高めると考えられるもの
- (4) 広報の主体者から求めのあったもの

8 損害賠償

返礼品取扱事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本市は当該返礼品取扱事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

9 留意事項

- (1) 最終的な返礼品の登録の可否は、本市が行います。
- (2) 返礼品は、寄附者から選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品取扱事業者へ返礼品見本の提供をお願いする場合があります。
- (4) 返礼品の変更や取り扱いを中止する場合は、事前に中間事業者（さとふる）へ連絡してください。
- (5) 返礼品に係る事故、トラブル、苦情等に対して、返礼品取扱事業者の責任において真摯に対応し、処理するものとします。その内容について、市及び中間事業者（さとふる）へ必ず報告してください。品質等の保証や、クレーム対応については、本市は一切の責任を負いません。
- (6) 桐生市民が桐生市へふるさと納税をした場合、ふるさと納税の制度上、返礼品の贈呈はできません。
- (7) 返礼品の提供にあたり、個人情報を扱う場合は、関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (8) 国のふるさと納税制度に変更が生じた場合など、本要項に定める要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (9) 本要項の要件に該当しなくなったと認めた場合や、本市のイメージを損なう事態を招いた場合には、返礼品取扱事業者の登録を取り消すことがあります。

【申請・問い合わせ先】

桐生市共創企画部財政課財源対策室
〒376-8501 桐生市織姫町1番1号
電話：0277-46-1043
ファクシミリ：0277-43-1001
E-mail：
zaigentaisaku@city.kiryu.lg.jp